

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

「平成27年4月介護報酬改定に伴う事業者説明会の開催について」

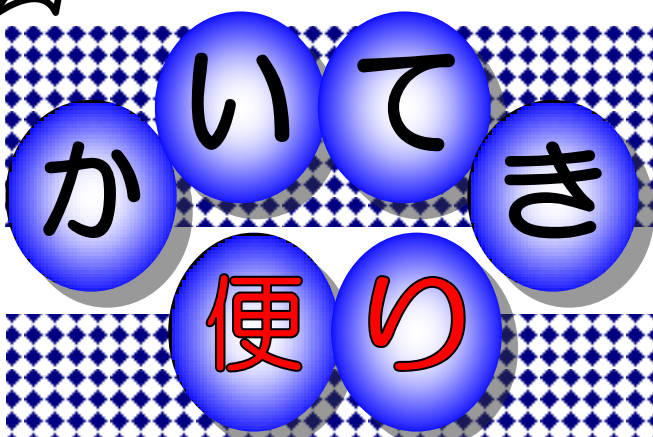
○報酬算定・運営基準

「通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について」

「介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定に係る不要の申し出について」

「八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について」

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」



平成27年3月1日発行 第128号

お知らせ

○ 平成27年4月介護報酬改定に伴う事業者説明会の開催について

平成27年4月の介護報酬改定等について、下記のとおり、事業者説明会を開催します。

対象は、都内全介護サービス事業者です。

平成27年3月上旬に、各事業者宛に開催案内が送付されますので、御確認の上、参加の申込みを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

■日時及び場所（計6回開催）

○ 平成27年3月24日（火）

オリンパスホール八王子（最寄駅：JR八王子駅）

（第1回）10：30～12：30

（第2回）14：00～16：00

○ 平成27年3月25日（水）

文京シビックホール

（最寄駅：都営三田線・大江戸線春日駅、東京メトロ丸の内線・南北線後樂園駅）

（第1回）9：30～11：30

（第2回）12：30～14：30

（第3回）15：30～17：30

（第4回）18：30～20：30

※参加者は原則、各事業者1名までとなります。

時間は変更になる場合があります。

【お問い合わせ先】 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護福祉課

TEL03-6238-0207

○ 通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

つきましては、平成27年度も引続き事業を実施する全ての事業所におきましては、平成26年度（4月から2月まで）の1月あたりの平均利用延人員数を計算し、平成27年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

（計算方法及び様式については以下のホームページ参照。）

また、平成26年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業所、又は、平成27年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いてください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。必要書類は以下のホームページからダウンロードできます （※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 平成27年3月1日から3月16日（月曜日）まで【必着】

◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション（老人保健施設除く）」

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報

（http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html）

【提出及びお問い合わせ先】

〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

◆通所リハビリテーション（老人保健施設みなし指定）

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 分野別＞高齢者＞高齢者施設＞介護老人保健施設

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>）

【提出先及びお問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定に係る不要の申し出について

平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)による介護保険法の改正により、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に移行し、平成29年度までに全ての区市町村で実施することとされています。

その際、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)は、総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置(いわゆる「みなし指定」)が設けられています。ただし、総合事業に係るみなし指定を希望しない場合は、みなし指定の別段(不要)の申出を提出することとなっております。

総合事業に係るみなし指定を希望しない介護予防サービス事業者は、下記の提出先及び提出期限に従って、みなし指定の不要の申出を提出してください。

<提出先>

東京都 及び 事業所が所在する区市町村

【東京都宛の送付先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

【事業所が所在する区市町村宛の送付先】

事業所が所在する区市町村の介護保険担当主管課へお尋ねください。

※ 事業所所在地ではない他の区市町村の被保険者が利用している場合は、当該他区市町村にも提出してください。

<提出期限>

平成27年3月31日(火曜日)【必着】

<申出事項>

参考様式(ホームページに掲載)のとおり

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定について

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/sougoujigyou_minashi.html)

【提出先及びお問い合わせ先】

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

○ 八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について

平成27年4月1日より八王子市は中核市に移行します。これに伴い八王子市内の高齢者施設、居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービスに係る許認可、指定等の権限は都から八王子市に移譲されます。このため、移行後は八王子市が新規指定、指定更新、変更届出等の事務手続きを行います。

移行後の主な事務手続きは以下の通りです。

(新規指定申請の受付)

- 平成27年4月1日指定分までは ⇒ 東京都
- 平成27年5月1日指定分以降は ⇒ 八王子市

(指定更新申請の受付・更新通知事務)

- 平成27年9月1日更新分までは ⇒ 申請受付：東京都 更新通知：八王子市
- 平成27年10月1日更新分以降は ⇒ 八王子市

(変更届等の提出先)

- 平成27年3月31日まで（郵送の場合は必着）は ⇒ 東京都
- 平成27年4月1日以降は ⇒ 八王子市

なお、平成27年4月以降、既存の事業所・施設を八王子市内又は市外に移転される場合は、廃止・新規の手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

【上記に関するお問い合わせ先】

八王子市役所 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

TEL 042-620-7452

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人（紹介率最高法人）の名称等を記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成する必要があります。

平成26年度後期分（判定期間：平成26年9月1日～平成27年2月28日）の受付期間は、3月1日から3月16日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001（住所不要） 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/genzan.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593